

# 第32回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2020年6月19日（金曜日）  
午前10時（午前9時より受付開始）

## 場所

東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー34階  
ルビー34

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症予防に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防の観点から、議決権行使書のご返送またはインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただけますよう強くお願い申し上げます。

今後の対応については、当社ウェブサイトに掲載し、状況に応じて内容を更新させていただきます。

<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類等	41
監査報告書	47

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2020年6月18日（木曜日）

午後5時30分まで

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号  
株 式 会 社 ク レ ス コ  
代表取締役 社長執行役員 根 元 浩 幸

## 第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っており、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。詳細につきましては3ページから4ページの「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
  2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー34階 ルビー34
  3. 株主総会の目的事項
    - 報 告 事 項 1. 第32期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第32期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

#### 4. 議決権の行使に関する事項

##### (1) 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

##### (2) インターネットにより複数回議決権を行使された場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項につきましては、(<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>) に掲載させていただきます。

#### 当社定時株主総会における新型コロナウイルス感染予防対策

本定時株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、株主総会当日は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、以下の措置を講ずる予定であります。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当日ご出席いただく株主様は、あらかじめ、マスクの着用をお願いいたします。
2. 議場受付前に手指へのアルコール消毒液の噴霧のお声がけをさせていただきます。
3. 議場受付前にサーモグラフィ等にて検温させていただき、発熱があると認められる方は、ご入場の制限等をさせていただきます。
4. 感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮化を図るため、報告事項や決議事項のご説明を含めまして、例年よりも大幅に短縮させていただきます。
5. 本株主総会に出席する当社取締役、および運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。さらに、受付など一部スタッフにおきましては、手袋を着用させていただきます。
6. 株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できず、ご着席いただけない場合がございます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいて、お知らせいたします。

<https://www.cresco.co.jp/ir/library/meeting.html>

## 議決権行使方法のご案内

### 株主総会にご出席いただく場合

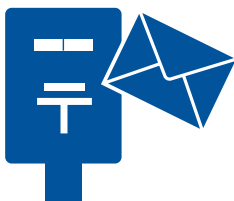


議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(ご記入・ご捺印は不要です)

\*代理人としてご出席いただける方は議決権を有する他の株主様1名のみとし、会場受付にて代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

**株主総会開催日時** 2020年6月19日(金曜日) 午前10時

### 株主総会にご出席いただけない場合



#### ■ 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、ご返送ください。

**行使期限** 2020年6月18日(木曜日) 午後5時30分到着分まで



#### ■ インターネットによる議決権行使の場合

<https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスのうえ、画面の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年6月18日(木曜日) 午後5時30分受付分まで

### 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人を含みます。)が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。



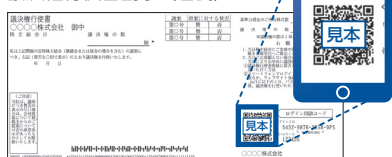
## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

### ① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

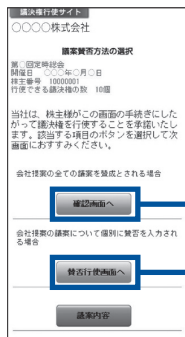
議決権行使書副票(右側)



「ログイン用QRコード」はこちら

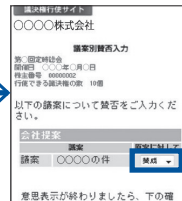
### ② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### ③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって  
行使完了です

❗ 下記方法での議決権行使は  
1回に限ります。

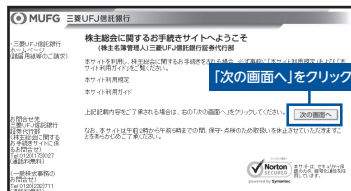
二回目以降のログインの際は…  
下記記載のご案内にしたがってログインしてください。



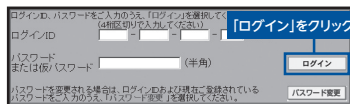
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

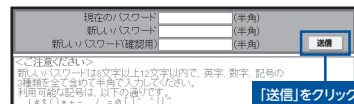
#### ① 議決権行使サイトにアクセスする



#### ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



#### ③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

## インターネットによる議決権行使 に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

公告閲覧の利便性向上及び公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則  (公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する方法</u> により行う。	第1章 総則  (公告方法) 第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることが出来ない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員が任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、反対を表明する意見はございませんでした。

候補者 番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への 出席状況
1 <b>再任</b>	いわさき としお 岩崎 俊雄	代表取締役会長	100% (14/14回)
2 <b>再任</b>	ねもと ひろゆき 根元 浩幸	代表取締役 社長執行役員	100% (14/14回)
3 <b>再任</b>	やまもと たかし 山元 高司	取締役 専務執行役員 コーポレート統括本 部長兼経営戦略統括部長	100% (14/14回)
4 <b>再任</b>	すぎやま かずお 杉山 和男	取締役 常務執行役員 財務経理本部長	92% (13/14回)
5 <b>再任</b>	とみなが ひろし 富永 宏	取締役 常務執行役員 サービスコンピテン シー統括本部長兼技術研究所、品質管理本 部管掌	100% (14/14回)
6 <b>新任</b>	こがわ のりゆき 粉川 徳幸	常務執行役員 事業統括本部長	—
7 <b>再任</b>	ふくい じゅんいち 福井 順一	<b>社外</b> <b>独立</b> 社外取締役	100% (14/14回)
8 <b>新任</b>	さとう ゆきえ 佐藤 幸恵	<b>社外</b> <b>独立</b>	—

候補者  
番号

1

いわさき  
岩崎

としお  
俊雄

再任

(1940年11月30日生)

所有する当社株式の数：

610,082株

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4月 当社設立に伴い代表取締役社長  
1998年 6月 当社代表取締役会長  
2002年 3月 当社代表取締役会長兼社長  
2004年 4月 当社代表取締役社長  
2006年 6月 当社代表取締役会長  
2011年 4月 当社代表取締役会長兼社長  
2014年 4月 当社代表取締役会長  
2016年 6月 当社代表取締役会長 執行役員  
2017年 6月 当社代表取締役会長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

当社企業グループ経営全般における豊富な経験を有しており、職務執行の監督をはじめ取締役として役割を果たすことによって、当社企業グループの企業価値の向上に寄与する人材であると判断し、取締役候補といたしました。

候補者  
番号

2

ねもと  
根元

ひろゆき  
浩幸

再任

(1960年2月12日生)

所有する当社株式の数：

93,489株

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1988年 4月 当社設立に伴い入社  
1998年 4月 当社オープンシステム事業部システム技術部長  
2002年 4月 当社ソリューション本部フィナンシャル・ソリューション事業部長  
2006年 6月 当社取締役 ソリューション本部副本部長  
2008年 4月 当社常務取締役 ソリューション本部長  
2010年 4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長  
2011年 4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼営業統括部長  
2011年10月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長  
2012年 4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長兼コンサルティングセンター長  
2013年 4月 当社常務取締役 ビジネスソリューション事業本部長  
2014年 4月 当社代表取締役社長  
2016年 6月 当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長に就任して以降当社および当社企業グループの経営全般を担っております。現在は、代表取締役社長執行役員として、その豊富な経験および知見をもとに職責を十分に果たしており、強いリーダーシップによる当社および当社企業グループの企業価値の持続的向上を期待し、改めて取締役候補者といたしました。



候補者  
番号

3

やまもと  
山元

たかし  
高司

再任

(1960年10月11日生)

所有する当社株式の数：

8,980株

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 2013年4月 当社入社 ビジネスソリューション事業本部副本部長
- 2013年6月 当社取締役 ビジネスソリューション事業本部副本部長
- 2014年4月 当社常務取締役 事業統括本部長
- 2016年4月 当社常務取締役 第一事業本部、第二事業本部、事業開発本部管掌兼事業開発本部長
- 2016年6月 当社専務取締役執行役員 第一事業本部、第二事業本部、事業開発本部管掌兼事業開発本部長
- 2017年6月 当社取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業開発本部長
- 2019年4月 当社取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業統括本部長
- 2020年4月 当社取締役 専務執行役員 コーポレート統括本部長兼経営戦略統括部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

事業会社においてソリューション事業の責任者を歴任した後、当社の事業全般を統括し、現在は、当社企業グループ全体を視野に入れた経営戦略の遂行およびバックオフィスの強化において、その職責を十分に果たしております。同氏の高い知見は、当社の重要な業務執行の決定並びに監督に十分な役割を果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のための適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

4

すぎやま  
杉山

かずお  
和男

再任

(1964年9月1日生)

所有する当社株式の数：

18,524株

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1990年11月 当社入社
- 2010年4月 当社経理部長
- 2013年6月 当社取締役 経理部長
- 2014年4月 当社取締役 財務経理部長
- 2016年4月 当社取締役 財務経理本部長兼グループ・アカウントティング部長
- 2016年6月 当社取締役執行役員 財務経理本部長兼グループ・アカウントティング部長
- 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 財務経理本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

当社の経理・財務戦略を統括し、経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は当社の経営強化および経理・財務に関する当社企業グループ各社の業務の効率化の推進において、その職責を十分に果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者いたしました。

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

連結  
計算  
書類  
等

監査  
報告  
書

候補者  
番号 5

とみなが  
富永

ひろし  
宏 (1967年1月9日生)

再任

所有する当社株式の数：  
13,380株

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社  
2006年4月 当社ソリューション本部基盤システム事業部第三部長  
2007年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部副事業部長  
2009年4月 当社ソリューション本部基盤ソリューション事業部長  
2013年4月 当社ビジネスソリューション事業本部副本部長  
2013年6月 当社取締役 ビジネスソリューション事業本部副本部長  
2014年4月 当社取締役 事業統括本部副本部長  
2016年4月 当社取締役 経営管理本部長兼経営戦略統括部長  
2016年6月 当社取締役 執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長  
2017年6月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長兼経営戦略統括部長  
2018年4月 当社取締役 常務執行役員 管理部門管掌兼経営管理本部長  
2020年4月 当社取締役 常務執行役員 サービスコンピテンシー統括本部長兼技術研究所、品質管理本部管掌（現任）

#### 取締役候補者とした理由

当社のビジネスソリューション事業および管理部門の責任者を歴任し、当社の事業基盤の改善および働き方改革を推進してまいりました。現在は、豊富な経験に基づき、先端技術を活用した事業領域の拡大のほか品質管理の領域において、その職務を十分に果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて取締役候補者となりました。

候補者  
番号 6

こがわ  
粉川

のりゆき  
徳幸 (1963年11月24日生)

新任

所有する当社株式の数：  
12,826株

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年9月 当社入社  
2004年4月 当社テクノロジーソリューション統括部第二部長  
2012年4月 当社エンベデッドソリューション事業部副事業部長  
2015年4月 当社エンベデッドソリューション事業部長  
2018年4月 当社執行役員 第二事業本部副本部長兼エンベデッドソリューション事業部長  
2019年4月 当社執行役員 事業統括本部副本部長インダストリアル・ビジネスユニット担当  
2020年4月 当社常務執行役員 事業統括本部長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

当社のエンベデッドソリューション事業に関して豊富な経験と実績を有しております。現在は、幅広い事業領域を統括する責任者として、顧客基盤の強化並びに収益構造の改善および強化において、その職責を十分に果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のための適切な人材であると判断し、取締役候補者となりました。

候補者  
番号

7

ふくい  
福井

じゅんいち  
順一

再任 社外 独立

(1953年11月5日生)

所有する当社株式の数：

0株

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

## ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

- 1977年 4月 日本不動産銀行（現あおぞら銀行） 入行
- 1999年 2月 同行広報部長
- 2000年 6月 同行秘書室長兼広報室長
- 2001年 4月 同行本店営業第三部長
- 2005年 10月 株式会社スタッフサービス・ホールディングス取締役
- 2014年 3月 同社顧問
- 2014年 10月 一般社団法人共同通信社 経営企画室顧問
- 2015年 6月 株式会社共同通信社取締役 事業担当
- 2016年 6月 同社常務取締役
- 2018年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年 6月 同社顧問（現任）

### （重要な兼職の状況）

株式会社共同通信社 顧問

## 社外取締役候補者とした理由

企業経営に関する幅広い知識と見識を有するほか、経営企画、広報等に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は、社外取締役として客観的な視点で当社の現況を評価するとともに、取締役会において当社のブランド・広報戦略について多くの助言、支援を行う等十分な職責を果たしており、当社および当社企業グループの継続的な成長のために適切な人材であると判断し、改めて社外取締役候補者いたしました。

## 社外取締役候補者に関する特記事項

### 1. 独立役員の届出について

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ております。

### 2. 当社の社外取締役に就任してからの年数

福井順一氏の当社社外取締役在任期間は2年であります。

### 3. 重要な兼職先と当社の関係

福井順一氏が兼職する株式会社共同通信社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

### 4. 過去に業務執行していた企業と当社の関係

福井順一氏は、2014年9月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに5年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と僅少であります。

### 5. 責任限定契約の概要

当社は、福井順一氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が取締役役に再任された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

候補者  
番号

8

さとう  
佐藤

ゆきえ  
幸恵

新任 社外 独立

(1965年6月30日生)

所有する当社株式の数：

0株

#### ■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現あおぞら銀行） 入行  
1999年 5月 エグゼクネット株式会社（現株式会社島本パートナーズ） 入社  
2007年 2月 株式会社ケミストリー設立に伴い代表取締役社長（現任）

##### （重要な兼職の状況）

株式会社ケミストリー代表取締役社長

#### 社外取締役候補者とした理由

同氏は、エグゼクティブコンサルティングの豊富な経験と実績を有するとともに、企業経営者として、経営全般に関する幅広い知識と見識を有しております。また、当社が求める、社外取締役としての高い倫理観、独立性、多様性への理解および公平性などの人格的要素も備えており、取締役会における客観的な視点での当社への助言、支援および業務執行に関する適切な監督が期待できることから、当社および当社企業グループの継続的な成長に適切な人材であると判断し、社外取締役候補者いたしました。

#### 社外取締役候補者に関する特記事項

##### 1. 独立役員の届出について

株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、予め独立役員として同取引所に届け出ておりません。なお、当社は、同氏が過去に業務執行していた企業との間に取引関係はありません。

##### 2. 重要な兼職先と当社の関係

佐藤幸恵氏が兼職する株式会社ケミストリーと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

##### 3. 責任限定契約の概要

当社は、佐藤幸恵氏が取締役に選任された場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 所有する当社株式数には、当社持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

以 上

## 事業報告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社企業グループは、事業機会を着実に取り込み、持続的な成長と企業価値の向上を果たすため、2016年4月「デジタル変革（デジタルトランスフォーメーション：Digital Transformation、DX）をリードする」ことを標榜した5ヶ年のビジョン「CRESCO Ambition 2020」を掲げ、当連結会計年度は、4年目に当たります。

-コーポレートスローガン-

Lead the Digital Transformation ～『クレスコグループ』はデジタル変革をリードします。～

#### 2019年度の経営方針

- ・「CRESCO Ambition 2020」に沿った経営
- ・サービス品質の強化による質的成長
- ・リソース及び技術戦略の強化による量的成長
- ・M&Aによる成長スピードの加速

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の経営環境は、「デジタル変革」が下支えとなり、創業以来培ってきた3つのコア技術（アプリケーション開発技術、ITインフラ構築技術、組込み技術）に先端技術（AI、クラウド等）を加えた幅広い事業領域を有する当社企業グループにとって、優位性を発揮できる機会となっており、通期の売上高及び営業利益は堅調に推移いたしました。

しかしながら、第4四半期に入り、新型コロナウイルス禍の影響から先行き不透明感が色濃い状況となり、世界的な感染者数の増加（パンデミック）は、2020年開催予定の東京オリンピックの延期や旅行・外出の自粛といった事態をもたらしました。東京オリンピックに関連するインフラ整備やインバウンド需要の拡大は、IT投資を後押ししていた一面もあり、当社企業グループの受注にも、一部影響が出ております。併せて、新型コロナウイルス禍に起因する世界同時株安は、当社企業グループの資金運用にも影響を及ぼし、経常利益及び当期純利益の低下をもたらしました。

当連結会計年度の主な取り組みとして、経営方針に則り、品質管理体制及びプロジェクト監査の強化をはじめ、市場の変化に即した顧客ポートフォリオ及び事業体制の見直しを図るとともに、新規顧客の開拓、先端技術（AI・クラウド等）を取り込んだ新規事業・サービスの開発に注力いたしました。また、開発体制の拡充（ニアショア、オフショア）や選別受注、営業方針の見直し等を通じて、リソースに応じた適正な受注量の確保と顧客満足度の更なる向上に努めてまいりました。その他、エバンジェリスト活動の一環として、技術研究の成果発表や社外向けセミナーなどを通じて、各種サービス・ソリューションのプロモーション活動を推進いたしました。一方、需給環境に関わらず、「デジタル変革」の進展に伴う人材の不足感は否めず、採用活動（新卒・経験者）や生産性改善活動（自社向けのイノベーション活動）にも注力いたしました。

資本政策関係では、M&Aや資本・業務提携など、積極的な事業投資を用途とする資金の調達を目的とした「自己株式を活用した第三者割当による第7回新株予約権の発行」、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的とした「1：2の株式分割（効力発生日：2020年2月1日）」を実施いたしました。

なお、当連結会計年度のトピックスは、以下のとおりです。

#### 2019年4月

- ・「働き方改革」への取り組みを発表
- ・当社による連結子会社であるクレスコ九州株式会社の吸収合併を完了
- ・株式会社ニデックが、当社の医療画像解析に関する研究・開発の成果を同社の「画像ファイリングソフトウェア NAVIS(R)-EX」に採用
- ・学術雑誌「Journal of Ophthalmology(Hindawi)」が、当社社員による「OCTと機械学習を活用した網脈絡膜疾患の自動分類」の研究論文を掲載
- ・株主総会の議決権行使の電子化及び「機関投資家向け議決権電子化プラットフォーム」への参加を発表

#### 2019年5月

- ・クレスコ北陸株式会社が、一般社団法人石川県情報システム工業会主催の「e-messe kanazawa 2019」に出展
- ・譲渡制限付株式報酬制度の導入を発表
- ・配当方針の変更を発表
- ・ソフトバンク株式会社が運営する「AIエコシステムプログラム」で「パートナー・オブ・ザ・イヤー」を受賞

## 2019年6月

- ・自己株式の取得及び自己株式の公開買付けを発表

## 2019年7月

- ・株式会社アイオスによる同社子会社イーテクノ株式会社の統合を発表
- ・米国における「機械学習を利用した疾患分類の精度を向上させる手法」に関する特許を取得
- ・自己株式の公開買付けによる取得を終了

## 2019年8月

- ・クレスコ北陸株式会社が、一般社団法人大日本水産会主催の「第21回ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」に出展
- ・ベトナムにおける現地法人（海外子会社クレスコベトナム）の設立を発表

## 2019年9月

- ・電子情報通信学会「コンピュータビジョンとイメージメディア研究会」で、当社社員が講演
- ・子育てサポート企業として「くるみん」（4期連続）及び「プラチナくるみん」に認定
- ・「健康経営への取り組み」を発表

## 2019年10月

- ・クレスコベトナムが営業を開始
- ・「セキュリティ脆弱性診断サービス」の提供を開始
- ・学術誌「BMJ Open (BMJ)」が、北里大学、宮田眼科病院とクレスコ技術研究所による「角膜形状解析画像の機械学習を用いた分類」に関する研究論文を掲載
- ・「Creage アカウントプラス」の提供を開始

## 2019年11月

- ・「AWS Well-Architectedパートナープログラム認定」を取得
- ・中間配当の決定及び年間・期末配当予想の修正を発表
- ・株式会社東芝と東芝デジタルソリューションズ株式会社を中心メンバーとする、ユーザーファーストのIoTサービスのオープンな共創を目指す「ifLink オープンコミュニティ」への賛同を表明
- ・プロジェクトマネジメント学会「ET & IoT Technology 2019」で当社社員が講演

## 2019年12月

- ・当社IRサイトが大和IR「2019年インターネットIR表彰」で「優良賞」を受賞
- ・当社IRサイトがモーニングスター「Gomez IRサイト総合ランキング 2019」で「IRサイト優秀企業：金賞」を受賞
- ・当社IRサイトが日興アイ・アール「2019年度 全上場企業ホームページ充実度ランキング調査」の総合ランキングで「最優秀サイト」を受賞

## 2020年 1 月

- ・自己株式を活用した第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）を発行
- ・株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更並びに配当予想の修正を発表

## 2020年 2 月

- ・当社が株式会社ザイマックス及び株式会社からくさホテルズの「部屋割りの自動化システム」共同開発を発表
- ・当社と株式会社調和技研の資本業務提携を発表
- ・株式会社エニシアスの株式取得による子会社化（2020年4月1日付）を発表
- ・新型コロナウイルスに関する当社の対応を発表

## 2020年 3 月

- ・健康経営優良法人認定制度に基づく「健康経営優良法人2020」に認定
- ・プロジェクトマネジメント学会から「PM実施賞奨励賞」を受賞
- ・当社と株式会社ザイマックスによる株式会社ジザイめっけの合併会社化（2020年4月1日付）を発表
- ・2020年6月付の代表取締役の異動及び役員人事を発表

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高393億37百万円（前年同期売上高352億30百万円、11.7%増）、営業利益35億56百万円（前年同期営業利益32億7百万円、10.9%増）、経常利益37億12百万円（前年同期経常利益36億58百万円、1.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益24億21百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益22億85百万円、5.9%増）と増収増益となりました。



セグメント別の状況は、次のとおりであります。

### ソフトウェア開発事業

売上高 321億 58百万円 (前年同期比 111.3% )

ソフトウェア開発事業の売上高は、321億58百万円(前年同期比11.3%増)となり、セグメント利益(営業利益)は、35億2百万円(前年同期比7.6%増)となりました。業種別の売上高を比較しますと、金融分野においては、前年同期を1億40百万円上回りました。公共サービス分野につきましては、当社の既存大口顧客のIT投資拡大を受けて前年同期を11億34百万円上回りました。流通・その他の分野は、主として、連結子会社における受注の増加により前年同期を19億86百万円上回りました。

### 組込型ソフトウェア開発事業

売上高 71億 32百万円 (前年同期比 113.5% )

組込型ソフトウェア開発事業の売上高は、71億32百万円(前年同期比13.5%増)となり、セグメント利益(営業利益)は、13億39百万円(前年同期比16.9%増)となりました。製品別の売上高を比較しますと、通信システム分野においては、前年同期を31百万円上回りました。カーエレクトロニクス分野では、前年同期を5億87百万円上回りました。情報家電等、その他組込型分野につきましては、前年同期を2億28百万円上回りました。

### その他

売上高 46百万円 (前年同期比 99.4% )

商品・製品販売事業等その他の売上高は、46百万円(前年同期比0.6%減)となり、セグメント利益(営業利益)は、5百万円(前年同期比13.1%増)となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上状況は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
ソフトウェア開発事業	百万円 28,898	% 82.0	百万円 32,158	% 81.7	百万円 3,260	% 11.3
組込型ソフトウェア開発事業	6,285	17.8	7,132	18.1	847	13.5
小 計	35,183	99.9	39,291	99.9	4,107	11.7
そ の 他	46	0.1	46	0.1	0	△0.6
合 計	35,230	100.0	39,337	100.0	4,107	11.7

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1億82百万円であります。

その主なものは、子会社における基幹システムのバージョンアップ費用及び子会社における事務所移転に伴う建物付属設備や工具、器具及び備品の増加であります。

## (3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

2020年度の経済環境は、全世界を巻き込んだ新型コロナウイルス禍の中、政府が、4月の月例経済報告で「新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある」旨の判断を下すなど、景況感が一変した状況となっております。内外の経済活動の低下は、消費低迷やサプライチェーン（供給網）の混乱をきたし、当社のお客様における様々な企業活動にも、徐々に支障が出始めております。当社企業グループのお客様には、サービス業や旅行、航空関連の企業も多いため、新型コロナウイルス禍によるIT投資抑制の影響につきましては、現時点で入手可能かつ合理的な情報による判断及び仮定に基づき、業績予想（事業計画）に織り込んでおります。

しかしながら、IT投資は、先行き不透明感や足元業績の悪化が影響し、短期視点では減速するものの、「攻めのIT経営」を主眼とした「デジタル変革」に対する潜在的な投資意欲は、構造的には、変化せず、新型コロナウイルス禍の収束を踏まえた中長期視点では、拡大基調が継続するものと考えております。

また、新型コロナウイルス禍を機に、BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）対策を含め、改めて見直されるクラウド環境の整備やテレワーク・在宅勤務制度の導入、AIやRPAを活用した省人化・自動化対応等に関するお客様のタイムリーなご要望に対し、先端技術（AI・クラウド等）を含む幅広い事業領域・技術領域を有する当社企業グループは、大いに貢献できるものと確信しております。

なお、需給状況に関わらず、「デジタル変革」の進展に伴う開発に従事する人材の不足感は依然否めず、人材の獲得・育成はもとより、生産性及びサービス品質の向上、オフショア（海外分散開発）を含む開発体制の強化は、継続的な課題となっております。

こうした経営環境に的確に対応し、ステークホルダーの期待にお応えするため、当社企業グループでは、以下の課題認識のもと、諸施策をすみやかに実行し、持続的な成長と企業価値の向上を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### ①新規ビジネスの組成と新技術の研究・開発

「デジタル変革」が本格化する中、従来のシステムインテグレーションビジネスのみならず、競争優位性を担保する独自の新規ビジネス（サービス・製品）の組成が必要であると考えております。当面は、当社企業グループが強みとするAIやクラウド分野を戦略技術に据え、幅広い産業向けの新規ビジネスの組成に取り組んでまいります。また、市場ニーズに適時・的確に応えることができる技術力の保持と革新的な新規ビジネスの組成に不可欠な知見・アイデアを募集、集約するため、他企業とのアライアンスや産学連携、お客様との共同研究、オープンイノベーション等を通じた新技術の研究・開発に努めてまいります。

### ②新規顧客の獲得及びお客様とのリレーションシップの強化

ニーズの多様化、複雑化に伴い、当社企業グループは、お客様の事業目標達成や未来構想に向けたイノベーションを実現する、まさに「ITパートナー」としての役割を期待されています。お客様の期待に応え、幅広いお客様へのサービス・製品が提供できるよう、営業専任者の増員と育成を継続的に実施し、新規顧客の獲得及びお客様とのリレーションシップの強化を図ってまいります。また、営業情報、お客様情報を共有できる仕組みを構築し、当社企業グループ間及び各事業部門の営業メンバーが連携し、戦略的、網羅的に幅広い提案型営業を展開してまいります。

### ③鉄板品質の提供

お客様に提供するサービス品質の向上を目指すことは、結果として、当社企業グループの持続的な成長と企業価値の向上につながります。「契約・約束を守る」「仕事に責任を持つ」「品質（Q）、価格（C）、納期（D）を厳守する」等ビジネスでは当たり前のことを着実に実践し、プロジェクトマネジメントを含めたサービス品質の向上を通じて、お客様からの信頼・信用を重ね、クレスコブランドの確立を目指してまいります。2020年3月には、これまでの継続的な取り組みが評価され、一般社団法人プロジェクトマネジメント学会から「PM実施賞奨励賞」を受賞いたしました。

#### ④生産性の追求

生産性向上の目的は、小さな工夫を積み重ねながら、業務の能率アップと効率化によって作られた「時間」を有効に活用し、新たな価値や収益を生み出すことにあります。生産性向上は、恒常的な人手不足への対応、競争優位性の確保、労働環境の改善に資するものであり、最終的には、収益性にも直結するテーマです。当社企業グループでは、各社の状況に応じた働き方改革をはじめとして、各種情報共有ツールの導入、知的財産の活用、仕事のプロセス改善、基幹システムの刷新など、社員が、主体的にイキイキと働くことができる環境づくりに取り組んでおります。

#### ⑤開発に従事する人材の確保

IT投資に関わる需要の増加に伴い、開発に従事する人材不足は依然否めず、受注を支える人材の確保は、継続的な課題となっております。当社企業グループは、部門や企業間を横断する開発体制を構築する他、ニアショア（子会社や協力会社との協業による国内分散開発）やクレスコベトナムを通じたオフショア（ベトナムの現地企業との協業による国外分散開発）を積極的に活用し、人材不足による機会損失（失注や縮小など）が発生しないよう取り組んでおります。また、併せて、協力会社とのリレーションシップの強化、人材の流出防止施策の実施、生産性向上に努めてまいります。

#### ⑥人材の採用と育成

労働集約型の受託開発サービスにおいては、人材がお客様へ提供する価値の多くを生み出しており、その継続した発展のためには、人材の採用と育成が不可欠です。企業の提供する商品やサービスが厳しく選別される時代、特にIT業界においては、人材の差が企業の競争優位性を決定づける大切な経営資源と考えております。事業計画に沿った適正な人員の確保・育成を専門とする人財戦略室を中心に、継続的な採用活動（新卒、技術職キャリア、上級マネジメント人材）と、「人財育成のモデル企業」を目指した学習する組織風土づくり、人財育成プログラムを推進してまいります。

#### ⑦働き方改革の推進

働き方改革は、生産性向上につながるテーマであり、社員のモチベーションや人材採用、離職防止の面でも効果が期待できるものと捉え、『働く人の立場・視点』で環境づくりや諸制度の導入に取り組んでおります。具体的なテーマは、「所定労働時間の短縮」「テレワーク勤務制度の導入」「利用しやすい休暇制度の運用」です。特に、「テレワーク勤務制度の導入」は、新型コロナウイルス禍をきっかけに、有事のみならず「生産性向上と成果主義を前提とした“普通の働き方”」として、定着してゆくもの、と考えております。

2019年9月には、女性社員だけでなく、男性社員が育児休業等を取得している点や時間外労働の削減、年次有給休暇の高取得率等が評価され、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てサポート企業として、「プラチナくるみん」の認定を受けました。今後も国の政策や法制度の動向を鑑み、デジタル技術を積極的に活用し、実効性の高い諸施策を推進してまいります。

#### ⑧健康経営の推進

「健康」は個人の生活の質の向上のみならず、企業の利益にもつながる大切な要素であり、企業が、能動的にマネジメントアプローチすべきテーマであります。心身の健康を維持・増進する取り組みは、企業のレピュテーションや人材採用の面でも効果が期待できるものであり、併せて、企業のリスクマネジメントとしても重要であります。2019年9月に健康経営宣言を発表し、2020年3月には、「健康経営優良法人認定制度」に基づく「健康経営優良法人2020」に認定されました。今後も社員が健康で安心・安全に、やりがいを持って働ける職場を実現するため、当社企業グループに即した諸施策を推進してまいります。

#### ⑨ダイバーシティへの取り組み

多様性の受け入れは、個人ひとりひとりが充実した人生を送り、併せて、企業が変化する市場環境や技術構造の中で競争優位性を築くために、不可欠であります。多様な人材が組織に平等に参画し、その能力を最大限発揮できる機会の提供は、様々なイノベーションを生み出し、価値創造につながります。個人の「違い」を尊重し、職務に関係のない性別、年齢、国籍等の属性を考慮せず、個人の成果や能力、貢献に応じて評価することを基本としております。女性の採用や女性管理職比率の増加にも注力し、2017年9月には、女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」を取得しました。その他、外国人や障がい者の採用にも取り組んでおります。

#### ⑩M&A・アライアンスの推進とグループ企業に対する管理の強化

積極的なM&A・アライアンスの推進による事業の拡大や新たな事業機会の確保、人材の獲得、取引先の開拓は成長戦略の重要テーマであり、加えて、グループ連携や協業をはじめ、業務インフラの整備、技術支援、人事交流等の施策を講じ、グループシナジーによる「稼ぐ力の最大化」が不可欠と考えております。当社企業グループ各社に対する管理の強化につきましては、コーポレート・ガバナンスの観点から取締役あるいは監査役を派遣するほか、グループ事業の最適化やPMI（Post Merger Integration：統合効果の最大化）の推進に取り組んでまいります。

### ⑪コーポレート・ガバナンスの推進

持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要と考え、的確かつ迅速な意思決定及び業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社企業グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取組み（月次チェックや教育）を徹底すると共に、経営環境の変化に対応した投資戦略・財務管理の方針の策定や独立社外取締役の活用、取締役会の多様化など、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

### ⑫事業ポートフォリオの最適化と柔軟な組織経営

当社企業グループには、お客様との継続的な取引関係をベースとする事業特性があり、「安定性」と「依存度」の2つの側面を持ち合わせております。このような事業特性を鑑み、特定の取引先・業界や技術の動向により、業績が左右されないようリスク分散を図るため、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでおります。また、多様化、複雑化するニーズと変化が著しい技術革新を先取りし、厳しさを増す経営環境に的確に順応するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報・時間）の有効活用（選択と集中）とマーケティング活動、研究・開発、組織・チーム・人材の活性化を通じた柔軟な組織経営に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第29期 (2017年3月期)	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期) (当連結会計年度)
受 注 高 (千円)		31,945,541	33,298,795	36,792,932	39,452,961
売 上 高 (千円)		30,893,555	33,328,477	35,230,083	39,337,600
経 常 利 益 (千円)		3,078,089	3,492,084	3,658,607	3,712,883
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)		2,042,751	2,202,803	2,285,581	2,421,037
1株当たり当期純利益		90円14銭	100円13銭	104円46銭	114円30銭
総 資 産 (千円)		20,763,119	24,127,780	25,372,421	26,770,383
純 資 産 (千円)		13,889,804	15,109,419	16,137,384	16,185,927

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第30期における総資産の増加は、主として現金及び預金が1,380,933千円、有価証券及び投資有価証券が1,063,711千円、受取手形及び売掛金が998,225千円増加したことによるものです。  
第31期における総資産の増加は、主として受取手形及び売掛金が1,057,273千円、繰延税金資産が309,093千円増加したことによるものです。  
第32期における総資産の増加は、主として現金及び預金が3,184,746千円増加したこと及び有価証券並びに投資有価証券が1,070,112千円減少したことによるものです。
4. 第30期における純資産の増加は、主として親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものです。  
第31期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,465,066千円増加したこと及びその他有価証券評価差額金が419,243千円減少したことによるものです。

## ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第29期 (2017年3月期)	第30期 (2018年3月期)	第31期 (2019年3月期)	第32期 (2020年3月期) (当期)
受 注 高 (千円)		21,078,982	21,120,015	21,090,125	23,145,643
売 上 高 (千円)		20,197,491	21,198,021	20,925,104	23,034,386
経 常 利 益 (千円)		2,461,136	2,645,126	2,759,527	2,712,502
当 期 純 利 益 (千円)		1,694,485	1,763,990	1,854,143	1,815,039
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		74円77銭	80円18銭	84円74銭	85円69銭
総 資 産 (千円)		17,793,897	20,305,996	21,015,124	22,203,897
純 資 産 (千円)		12,339,715	13,189,257	13,787,087	13,205,335

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第30期における総資産の増加は、主として現金及び預金が565,843千円、売掛金が683,851千円、有価証券及び投資有価証券が1,188,027千円増加したことによるものです。  
第31期における総資産の増加は、主として関係会社株式が708,093千円増加したことによるものです。  
第32期における総資産の増加は、主として現金及び預金が2,830,456千円増加したこと及び有価証券並びに投資有価証券が1,096,293千円減少したことによるものです。
4. 第30期における純資産の増加は、主としてその他有価証券評価差額金の増加によるものです。  
第31期における純資産の増加は、主として利益剰余金が1,033,628千円増加したこと及びその他有価証券評価差額金が418,503千円減少したことによるものです。

## (6) 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 アイ オ ス	313,365千円	100.0%	ソフトウェア開発事業

### ②事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。



## (7) 主要な事業セグメント

区 分	主要な商品又は役務の名称
ソフトウェア開発事業	アプリケーション開発、基盤システム開発及びソリューション・サービス
組込型ソフトウェア開発事業	通信システム、カーエレクトロニクス及びデジタル家電分野における組込型ソフトウェア開発

## (8) 主要な事業所

### ①当 社

品川本社	／東京都港区
札幌事業所	／北海道札幌市
長岡事業所	／新潟県長岡市
名古屋事業所	／愛知県名古屋市
大阪事業所	／大阪府大阪市
福岡事業所	／福岡県福岡市

### ②子 会 社

株式会社アイオス 本社	／東京都港区
----------------	--------

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前年度末比増減
ソフトウェア開発事業	1,680名	36名
組込型ソフトウェア開発事業	260名	6名
その他の事業	1名	一名
全社（共通）	170名	8名
合 計	2,111名	50名

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員等60名がおります。

### ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,174名	68名	37.6才	10.5年

(注) 上記従業員のほか、嘱託社員20名がおります。

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,400,000
株式会社三菱UFJ銀行	600,000
株式会社三井住友銀行	450,000

千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,990,440株 (自己株式3,009,560株を除く)
- (3) 株主数 3,444名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社イワサキコーポレーション	44,792	21.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,563	5.98
浦崎雅博	12,554	5.98
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	12,430	5.92
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	11,170	5.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,066	4.31
クレスコ従業員持株会	8,015	3.81
田島裕之	6,576	3.13
岩崎俊雄	6,099	2.90
佐藤和弘	5,704	2.71

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除した株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式は、上記大株主から除外しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員に対する新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2020年1月7日付及び2020年1月14日付の取締役会の決議に基づき、2020年1月30日に下記のとおり新株予約権を発行しております。なお、当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当しております。

発行回次	第7回新株予約権
発行日	2020年1月30日
新株予約権の数	6,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 600,000株
発行価額	1個につき 1,822円
権利行使価額	1株につき 当初3,860円
権利行使期間	2020年1月31日～2022年1月31日

(注1) 当社は、2020年2月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記の「目的となる株式の種類及び数」「権利行使価額」は、当該株式分割前のものを記載しております。

(注2) 第7回新株予約権の募集の条件、内容等につきましては、2020年1月7日及び2020年1月14日にEDINETに提出した有価証券届出書及び訂正有価証券届出書をご参照ください。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	岩 崎 俊 雄		
代表取締役社長	根 元 浩 幸	社長執行役員	
取 締 役	山 元 高 司	専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業統括本部長	
取 締 役	杉 山 和 男	常務執行役員 財務経理本部長	
取 締 役	富 永 宏	常務執行役員 管理部門管掌兼経営管理本部長	
取 締 役	熊 澤 修 一		株式会社クリエイティブジャパン 代表取締役社長
取 締 役	福 井 順 一		株式会社共同通信社顧問
取締役 (監査等委員)	丹 羽 蔵 王		
取締役 (監査等委員)	臼 井 義 眞		
取締役 (監査等委員)	佐 藤 治 夫		

- (注) 1. 福井順一氏、臼井義眞氏及び佐藤治夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社内事情に精通した者を配置し、内部監査部門等と緊密に連携して情報を得る等により、実効性のある監査・監督体制を確保するため、丹羽蔵王氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 福井順一氏、臼井義眞氏及び佐藤治夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、当社取締役会で指定し、届け出ております。
4. 福井順一氏は、2014年9月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに5年以上経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断します。
5. 佐藤治夫氏は、2009年3月まで当社の取引先である株式会社スタッフサービス・ホールディングスの業務執行者でありましたが、退任してからすでに11年経過しており、退任後業務執行に携わっていないこと、また、同社と当社の取引額は、当社の連結売上高の1%未満と僅少であることから、独立性に影響はないものと判断します。

6. 事業年度末日の翌日以降の役員の異動  
事業年度末日の翌日以降の役員の地位及び担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動後の地位及び担当	異動前の地位及び担当	異動年月日
山元高司	取締役 専務執行役員 コーポレート統括本部長兼経営戦略統括部長	取締役 専務執行役員 事業部門、技術研究所管掌兼事業統括本部長	2020年4月1日
富永宏	取締役 常務執行役員 サービスコンピテンシー統括本部長兼技術研究所、品質管理本部管掌	取締役 常務執行役員 管理部門管掌兼経営管理本部長	2020年4月1日

7. 取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりであります。

氏名	役名	職名
菊池淳	常務執行役員	業務推進本部長
藤谷栄樹	常務執行役員	サービスコンピテンシー統括本部長
工藤博徳	執行役員	品質管理本部長
久保和隆	執行役員	事業統括本部副本部長 金融ビジネスユニット担当
下川恭正	執行役員	事業統括本部副本部長 流通サービス・ビジネスユニット担当兼第二ビジネスソリューション事業部長
粉川徳幸	執行役員	事業統括本部副本部長 インダストリアル・ビジネスユニット担当
丸山規行	執行役員	事業統括本部副本部長兼技術研究所長
高石哲	執行役員	グループ事業推進本部長

(注) 当社執行役員に関する最新の情報につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。  
<https://www.cresco.co.jp/ir/officer/officer1.html>

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

### (3) 取締役の報酬等の決定に関する方針

役員報酬は、基本報酬及び賞与並びに譲渡制限付株式報酬に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しております。

基本報酬は定額制として、生活基盤の安定を図るとともに、賞与には業績連動型報酬制度を導入することで、業績貢献度に対する一定のインセンティブ要素を取り入れております。また、譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬として金銭報酬債権を付与するものであります。

基本報酬につきましては、人事の公平性の観点から原則、役職、職責などをもとに、月額確定報酬基準を決定し、賞与につきましては、業績連動型報酬を基本とし、毎期の実績と担当職務の執行状況等を勘案の上、決定しております。賞与の決定に当たっては、各事業年度の計算書類の作成過程において、業績が概ね確定した段階で、その業績に基づき役員賞与引当金の総額を決定しております。譲渡制限付株式報酬につきましては、その趣旨に鑑み、対象取締役のインセンティブとなり、かつ、株主の皆様の利益を害することのないような水準で継続的に付与することを基本として決定しております。なお、これらの報酬の決定に関する役職、職責ごとの客観的な算定方法は定めておりません。

監査等委員以外の取締役の個人別の役員報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、取締役会における再一任決議に基づき、代表取締役会長である岩崎俊雄及び代表取締役社長執行役員である根元浩幸の2名の協議の上、監査等委員会の意見を考慮して決定しております。また、監査等委員である取締役の個人別の役員報酬は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

#### (4) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	6名	145,309千円
（うち社外取締役）	（ 1名）	（ 4,600千円）
取締役（監査等委員）	3名	27,200千円
（うち社外取締役）	（ 2名）	（ 9,200千円）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額及び株式報酬費用が含まれております。
3. 株主総会決議による取締役（監査等委員を除く）に対する報酬限度額は年額3億円であります。（2015年6月19日第27回定時株主総会）  
 なお、譲渡制限付株式付与のために対象取締役に支給する金銭報酬債権の上限は、上記株主総会決議の範囲内で年額60百万円であり、当該制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の上限は年60,000株とされております。（2019年6月21日第31回定時株主総会）
4. 株主総会決議による取締役（監査等委員）に対する報酬限度額は年額5千万円であります。（2015年6月19日第27回定時株主総会）

#### (5) 社外役員の状況

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	福 井 順 一	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席して、主に経営企画、広報等に関する専門的立場から発言を行っております。
社 外 取 締 役 （監査等委員）	臼 井 義 眞	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会17回のうち16回に出席して、主に法務に関する専門的立場から発言を行っております。
	佐 藤 治 夫	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会17回のうち17回に出席して、主に経営・情報システムに関する専門的立場から発言を行っております。

- (注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号、第2条第1項）の業務に係る報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である『収益認識に関する会計基準』の適用に関する助言業務等についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 6. 内部統制に関する基本方針

内部統制に関する基本方針の当社取締役会決議の概要は、2020年3月31日現在、次のとおりです。なお、本基本方針については、経営環境の変化等に対応するため、適宜見直しの検討を行い、より一層実効性のある内部統制の整備、運用に努めております。

なお、当社における本基本方針の最新の情報につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成を図り、当社及び子会社から成る企業集団（以下、当社企業グループ）を横断的に統括するため、「コンプライアンス経営行動基準」を定め、活動規範を明確にする。
  - ② 当社代表取締役 社長執行役員を最高責任者とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス経営行動基準の策定、見直し及び浸透を行い、当社企業グループの企業倫理及びコンプライアンス意識の醸成を図る。
  - ③ コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス統括責任者を設置したうえ、役員及び社員に対するコンプライアンス教育及び研修を継続的に実施し、「コンプライアンス経営行動基準」の徹底及び問題の早期発見に努める。また、法令及び定款等の違反行為に対しては厳正に処分する。
  - ④ 公益通報者保護法に基づく内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設け、法令違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図る。
  - ⑤ 監査等委員会が直轄する内部監査室が社内体制及び日常的事業活動における問題点の有無に関する監査及び諸規程の運用状況の確認及び評価を行い、これらの結果を常勤監査等委員及び代表取締役 社長執行役員に報告する。また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と定期的に会合をもち、情報の交換に努める。
  - ⑥ 経営の透明性とコンプライアンス経営及び法令の遵守の観点から、財務経理本部並びに法務、総務及び人事担当部門等は弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家の意見を適宜聴取しつつ日常発生する諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を構築する。
  - ⑦ 反社会的勢力の排除については、コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、反社会的勢力との対決姿勢を徹底するとともに、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係わる情報を、法令、定款並びに文書管理規程その他の社内規程に基づいて適切に保存、管理（廃棄を含む）する。
- ② 業務執行取締役は、情報の不正使用及び漏洩の防止を徹底すべく、効果的な情報セキュリティ対策を推進し、情報を適切かつ安全に管理する。
- ③ 取締役は、職務の執行に係る情報について、監査等委員会又は内部監査室らの閲覧要請があれば、当該情報の存否及び保存状況をただちに検索し、常時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク分類毎に、各業務の所管部門（以下、各責任部門という）が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減に取り組む。
- ② 各責任部門を管理・統括する取締役及び執行役員は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じてリスク管理体制の整備及び適正性の確保を図る。
- ③ 各責任部門は、リスク管理規程やその他の社内規程、社内外のガイドラインなどの周知徹底を図るとともに、教育の実施、監視、監督及び点検を担う体制を整備する。
- ④ 内部統制委員会は、リスク管理規程その他リスク管理に係わる諸規程等に基づく各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理する。
- ⑤ グループ事業推進本部は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループにおける組織横断的リスク管理及び運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部門及び当社企業グループに対して、助言、指導を行う。
- ⑥ 内部監査室は、各責任部門のリスク管理の状況の監査及び管理策の確認及び評価を実施するほか、これらの実施後は必要に応じて、各責任部門に対して、改善・是正の確認、助言、指導を行う。
- ⑦ 総務、人事担当部門は、各責任部門と連携し、有事発生時の迅速な情報連絡及び即時対応可能な体制を整備する。
- ⑧ 重大事案が発生した場合には、代表取締役社長執行役員を長とする対策本部を設置、外部専門家を交え、状況の適切な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会及び取締役の意思決定を効率的に執行するために執行役員制度を導入し、業務の執行責任を明らかにするとともに、執行役員規程、組織・職務管理規程その他の社内規程に基づいて効率的に業務を遂行する。
- ② 各責任部門を管理・統括する取締役及び執行役員は、各責任部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、月次の業績や成果は情報システムを活用し、財務及び経理担当取締役及び取締役会に報告する。
- ③ 取締役会は、経営計画（人員計画を含む）を具体化するため、当該計画に基づき、毎期、各責任部門の業績目標及び予算を設定する。進捗状況は、取締役会のほか執行役員以上で構成する経営会議等で確認する。
- ④ 迅速かつ的確な経営判断を補完する機関として、常務会を定期開催し、経営課題の検討及び報告を行う。
- ⑤ 監査等委員会は、内部監査室が実施する監査を踏まえ、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制が適切に構築・運用されているかを監査する。
- ⑥ 情報システム担当部門は、IT全般統制に関わる社内の情報システムを整備し、有効なコミュニケーション機能の提供と情報セキュリティの確保を実現する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社企業グループに属する各子会社（以下「当社企業グループ各社」という）と緊密な連携のもと、「コンプライアンス経営行動基準」の周知を図るとともに、当社企業グループ各社にコンプライアンス担当者を配置し、業務の適正性の確保に努める。
- ② 当社企業グループ各社に対し、必要に応じて取締役、監査役を派遣し、当社企業グループの経営の健全化、効率性の向上を図る。
- ③ 当社企業グループ各社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に定める、当社における承認事項及び当社に対する報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。当社企業グループ各社は、関係会社管理規程に定める事項について、機関決定する前に、当社の承認を受けるものとし、また、同規程に定める事項について当社へ報告するものとする。
- ④ 当社企業グループ各社が定める規程等に基づき、当企業グループ各社において、法令違反行為等が発見されたときは、当社企業グループ各社は、その内容を直ちに当社へ報告する体制を整備する。
- ⑤ グループ事業推進本部は、内部統制委員会と連携し、当社企業グループ各社におけるリ

スク管理をはじめとする事業遂行上の内部統制に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達、通報・相談制度、コンプライアンス推進に係る教育研修等が効率的かつ適正に行われる体制を整備する。

- ⑥ 内部監査室は、独立した立場から調査及び監査を実施し、監査結果を当社の常勤監査等委員及び代表取締役社長執行役員に報告する。また、当該報告に関し、常勤監査等委員の指示があるものについては、その写しを当社企業グループ各社の代表取締役に送付するとともに、必要に応じて改善策の提示及び改善策に関する助言を行う。
  - ⑦ グループ事業推進本部及び内部監査室は、調査及び監査によって当社企業グループ各社における損失の危険を予知し、あるいは把握した場合はその発見された損失の危険の内容、損失の程度及び経営に対する影響等について、直ちに当社の常勤監査等委員及び代表取締役社長執行役員に報告するとともに、当社企業グループ各社の代表取締役に報告する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、監査等委員会スタッフ）に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、法務担当部門を監査等委員会の職務を補助すべき組織とし、法務担当部門の社員が監査等委員会スタッフを兼務する。
  - ② 監査等委員会スタッフの任命・異動・懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
  - ③ 監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。
- (7) 取締役・使用人が監査等委員会に報告するための体制及び子会社等の取締役等が監査等委員会への報告に関する体制
- ① 監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役並びに執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社企業グループに事業運営上、重大な影響を及ぼす事項並びに業務執行の状況及び結果について報告する。
  - ② 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

- ③ 内部監査室及び法務担当部門は、内部監査や調査（モニタリングを含む）の実施状況、コンプライアンス・ヘルプライン等による通報状況及びその内容を監査等委員会に報告する。
  - ④ 当社企業グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、すみやかに報告を行う。
  - ⑤ 当社企業グループ各社の役員、執行役員又は使用人は、法令等の違反行為又は当社もしくは当社企業グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
  - ⑥ 内部監査室及び法務担当部門は、監査等委員会に対し、当社企業グループ各社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況について、定期的かつ適時に報告を行う。
  - ⑦ 監査等委員会への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度、遅滞なく行う。また、監査等委員会から報告を求められた場合には、すみやかに報告しなければならない。
- (8) 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社企業グループの役員並びに執行役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
  - ② 法務担当部門は、取締役並びに執行役員及び使用人に対する教育、研修の機会を通じて、不利益な取扱いを懸念して監査等委員会への報告やコンプライアンス・ヘルプラインへの通報を思いとどまることがないように啓蒙に努める。
  - ③ 当社は、上記①の不利益な取扱いの禁止について、当社企業グループ各社に対して周知徹底する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 各監査等委員は、その職務のために必要な場合は、社内外において開催される会議に参加できる。
- ② 監査等委員会は、代表取締役、法務部、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することができる。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、内部統制システムの有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果は常勤監査等委員、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に文書並びに口頭で報告する。
- ④ 当社企業グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会の職務の適切な遂行のため、意思疎通、情報収集等が適切に行えるよう協力する。
- ⑤ 当社企業グループの取締役及び執行役員は、監査等委員会が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ⑥ 監査等委員会が職務遂行上、必要と認めるときには、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部の専門家との連携が図れる環境及び体制を整備する。

(11) 当社企業グループに係わる財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制

- ① 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制システムの構築を行う。
- ② 財務報告に係わる内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、社内に専門組織（内部監査室、内部統制委員会、プロセスリーダー会議等）を設置し、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による継続的な評価並びに改善・是正を行う体制を整備する。
- ③ 適正かつ適時の財務報告のために、IR担当部門を設置し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備する。
- ④ 財務、経理担当取締役は、当社企業グループ各社に対しても財務報告に係わる体制整備、運用が適切に行われるよう、指導を行う。
- ⑤ 財務、経理担当取締役は、当社企業グループの評価・改善結果を、定期的に取り締役会に報告する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 全般事項

コーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、2019年3月25日開催の取締役会において、2019年4月1日付けの組織変更を踏まえ、これに伴う「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を実施いたしました。

(2) 取締役の職務執行

取締役会規程やその他社内規程を改定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当該事業年度は、定例取締役会を14回（会社法第370条及び当社定款第26条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議の実施12回を除く）開催し、各議案の審議、重要な意思決定及び取締役の業務執行状況に関する監督を行っております。また、コンプライアンスの徹底や内部統制システムの整備・強化に積極的に関わり、コーポレート・ガバナンスの実効性の向上を図っております。

(3) 監査等委員である取締役の職務執行

監査等委員会規程及び監査等委員会監査基準を制定し、監査等委員の活動計画に基づいた監査を実施しております。当該事業年度は、定例監査等委員会を17回開催したほか、取締役会に14回出席しております。また、その他重要会議への出席や外部会計監査人並びに内部監査室と定期的に情報交換を行うことで、職務執行状況を監査するとともに、業務の適正性を確保するための体制が適切に構築・運用されているかを監査しております。

(4) 内部監査制度

2018年4月1日をもって内部監査室を監査等委員会直轄の組織といたしました。内部監査室は、内部監査規程に則って、監査等委員会の承認を得た内部監査計画に基づき、内部統制の有効性及び業務全般にわたる業務監査を実施し、監査結果はその都度、常勤監査等委員及び取締役社長へ報告しております。また、各責任部門の日常的なリスク管理の状況の監査、体制整備の運用状況の調査（モニタリングを含む）を実施するほか、必要に応じて、各責任部門に対して、助言、指導を行っております。

## (5) 当社企業グループ会社における業務の適正の確保

当社役員あるいは上級管理職が、当社子会社において、非常勤取締役あるいは非常勤監査役として就任し、業務の運用状況等を直接管理、監督するほか、関係会社管理規程に則って、各社毎の営業活動及び重要事項の決裁状況を把握しております。また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に、当社取締役会あるいは常務会への報告を義務とし、その遂行を承認するなどの管理、監督を行っております。

## (6) リスクマネジメント

### ① リスクアプローチ

リスク管理規程を制定し、特定したリスクを適切に管理するための基本的事項を定め、リスクを踏まえた経営目標の達成に取り組んでおります。リスク分類毎に、各責任部門が、リスクの洗い出しや定期的なリスクの見直しを行い、当該リスクの予防対策、軽減策を講じております。また、各責任部門の取締役は、必要に応じて具体的な個別事案の検証を通じて適正性の確保を図っております。

### ② リスク管理体制

内部統制委員会（委員長：代表取締役 社長執行役員 根元浩幸）は、年4回（四半期毎）開催し、リスク管理に係わる諸規程を制定するとともに、各責任部門のリスク管理状況を網羅的、統括的に管理し、全社的な「コンプライアンス経営行動基準」の徹底を推進しております。

## (7) コンプライアンスの推進

コンプライアンス規程及び関連規則を制定し、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。

### ① コンプライアンス研修の実施

主な教育・研修といたしまして、雇入れ時研修（入社都度）及びeラーニングによる研修（年1回）を実施しております。

### ② コンプライアンスチェックシートの提出

コンプライアンス推進に関わる自己点検及びモニタリングの一環として、コンプライアンスチェックシートの提出を毎月、全従業員に義務づけております。コンプライアンスチェックシートは、月次運用とし、実施状況及び集計結果は、内部統制委員会に報告するとともに、運用状況については、内部監査室による監査の対象としております。



### ③ヘルプラインの設置

当社企業グループ内において法令・定款等に違反する、あるいは疑義のある行為等を発見したときは、直接通報・相談を受ける体制としてコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、内部通報制度の実効を図っております。通報・相談を受けた担当部門は直ちに内容を調査し、再発防止策を当該部門と協議の上決定し、取締役会等に報告の上、再発防止策を講じております。

### (8) 反社会的勢力の排除

コンプライアンス経営行動基準において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を明記し、取引先に対する事前調査を徹底するとともに、契約書等に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。また、不当要求防止責任者の配置や警察等外部関係機関との連携を実施し、反社会的勢力に対応する取組みを継続しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、株主資本の充実と長期的な安定収益力を維持するとともに、業績に裏付けられた適正な利益配分を維持することを基本方針としております。配当に関しましては、原則連結経常利益をもとに特別損益を零とした場合に算出される親会社株主に帰属する当期純利益の30%相当を目処に継続的に実現することを目指してまいります。

当期の利益配当金につきましては、中間配当金は1株当たり36円、期末配当金は1株当たり18円とさせていただきます。なお、当社は、2020年1月7日付の取締役会において、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的として、2020年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施いたしました。当該株式分割前に換算した当期の1株当たり配当金は中間配当金36円、期末配当金36円の年間72円となります。

また、次期の1株当たり配当金は中間配当金18円、期末配当金18円の年間36円を予定しております。

内部留保資金につきましては、事業の拡大や今後予想される急速な技術革新に対応した、企業グループとしての競争力を強化するための投資及び出資に充てることにより、業績の向上に努め、財務体質の強化を図るなど株主の皆様のご期待に沿うように努めてまいります。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,144,311</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,070,161</b>
現金及び預金	9,407,848	買掛金	1,815,951
受取手形及び売掛金	7,369,657	短期借入金	100,000
電子記録債権	20,902	1年内返済予定の長期借入金	663,336
有価証券	564,629	リース債	2,118
金銭の信託	50,946	未払金	469,093
商品及び製品	26,879	未払法人税等	418,051
仕掛品	258,504	未払事業所税	32,149
貯蔵品	1,582	未払消費税等	607,202
前払費用	374,519	賞与引当金	1,302,151
その他の金	70,835	役員賞与引当金	68,230
貸倒引当金	△1,995	受注損失引当金	29,157
		その他の	562,720
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,626,072</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,514,294</b>
有形固定資産	510,703	長期借入金	1,791,938
建物	325,206	長期未払金	382,691
工具、器具及び備品	159,010	リース債	4,934
土地	19,990	退職給付に係る負債	2,253,345
リース資産	6,496	資産除去債務	81,384
無形固定資産	1,216,235		
のれん	580,360		
ソフトウェア	623,079		
その他の	12,795		
投資その他の資産	6,899,132	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,584,455</b>
投資有価証券	4,533,224	<b>純 資 産 の 部</b>	
敷金及び保証金	770,662	株 主 資 本	16,140,523
保険積立金	106,373	資 本 金	2,514,875
繰延税金資産	1,402,040	資 本 剰 余 金	4,473,108
その他の	194,151	利 益 剰 余 金	12,509,598
貸倒引当金	△107,319	自 己 株 式	△3,357,059
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>37,259</b>
		その他有価証券評価差額金	45,838
		為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	△8,579
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>8,144</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>16,185,927</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,770,383</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>26,770,383</b>

# 連結損益計算書

(自 2019年 4月 1日)  
(至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		39,337,600
売上原価		32,090,714
売上総利益		7,246,885
販売費及び一般管理費		3,690,404
営業利益		3,556,481
営業外収入	373,006	
受取配当金	105,623	
受取証券売却益	54,359	
受取成金の売却益	21,721	
受取分法のよる投資利益	41,757	
受取その他の費用	29,405	625,873
営業外費用		
支払利息	5,576	
支払証券評価損	45,859	
支払リース料	56,325	
支払手数料	306,131	
支払償却	23,232	
支払行費用	8,036	
支払その他の費用	24,309	469,471
営業外利益		3,712,883
特別利益		
固定資産売却益	46	
固定資産の売却益	119,712	
固定資産の売却戻金	33,647	
固定資産の売却償還	3,000	156,406
特別損失		
固定資産の売却損	3,684	
固定資産の売却損	5,444	
固定資産の売却償還	230,952	
固定資産の売却償還	194,447	
固定資産の売却償還	20,835	455,365
税金等調整前当期純利益		3,413,924
法人税	1,011,275	
法人税	△18,388	992,886
当期純利益		2,421,037
非親会社株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,421,037

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,514,875	4,292,000	10,832,849	△1,871,643	15,768,082
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△744,287		△744,287
親会社株主に帰属する当期純利益			2,421,037		2,421,037
自己株式の取得				△1,830,985	△1,830,985
自己株式の処分		181,108		345,569	526,677
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	181,108	1,676,749	△1,485,416	372,441
当 期 末 残 高	2,514,875	4,473,108	12,509,598	△3,357,059	16,140,523

	その他の包括利益累計額				新 株 予 約 権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	411,863	—	△42,561	369,302	—	16,137,384
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△744,287
親会社株主に帰属する当期純利益						2,421,037
自己株式の取得						△1,830,985
自己株式の処分						526,677
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△366,024	0	33,982	△332,042	8,144	△323,898
連結会計年度中の変動額合計	△366,024	0	33,982	△332,042	8,144	48,543
当 期 末 残 高	45,838	0	△8,579	37,259	8,144	16,185,927

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>11,563,869</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,343,237</b>
現金及び預金	5,881,009	買掛金	912,324
受取手形	668,207	関係会社短期借入金	1,800,000
売掛金	3,900,859	1年内返済予定の長期借入金	660,000
有価証券	564,629	未払金	306,922
金銭信託	50,946	未払費用	179,240
仕掛品	103,327	未払法人税等	256,664
未収入金	19,447	未払事業所税	22,136
その他	375,441	未払消費税	366,622
		預り引当金	48,940
		賞与引当金	709,855
		役員賞与引当金	26,000
		受取損失引当金	24,783
		その他	29,746
<b>固定資産</b>	<b>10,640,028</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,655,324</b>
有形固定資産	335,321	長期借入金	1,790,000
建物	214,401	長期未払金	351,600
工具、器具及び備品	117,795	退職給付引当金	1,448,265
リース資産	3,124	資産除去債務	63,045
		繰上債	2,413
<b>無形固定資産</b>	<b>498,334</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,998,562</b>
ソフトウェア	489,621		
その他	8,712		
		<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,806,372</b>	<b>株主資本</b>	<b>13,141,807</b>
投資有価証券	4,265,458	資本金	2,514,875
関係会社株	3,868,538	資本剰余金	4,492,047
関係会社出資	53,930	資本準備金	2,998,808
繰延税金資産	942,818	その他資本剰余金	1,493,239
敷金及び保証金	515,201	自己株式処分差益	1,493,239
保険積立金	102,945	<b>利益剰余金</b>	<b>9,491,944</b>
その他	159,905	利益準備金	78,289
貸倒引当金	△102,425	その他利益剰余金	9,413,655
		別途積立金	2,410,000
		繰越利益剰余金	7,003,655
		<b>自己株式</b>	<b>△3,357,059</b>
		評価・換算差額等	55,383
		その他有価証券評価差額金	55,383
		<b>新株予約権</b>	<b>8,144</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>13,205,335</b>
<b>資産合計</b>	<b>22,203,897</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>22,203,897</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

# 損益計算書

(自 2019年 4月 1日)  
(至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		23,034,386
売上原価		18,685,534
<b>売上総利益</b>		<b>4,348,851</b>
販売費及び一般管理費		1,857,532
<b>営業外収益</b>		<b>2,491,318</b>
営業外収益		2,491,318
受取利息	1,537	
受取証券利	372,000	
受取証券当	249,459	
受取証券売却益	54,359	
受取証券の費用	18,395	695,752
営業外費用		695,752
支払証券利	23,669	
支払証券の信託運用	45,859	
支払証券の信託運用	4,462	
支払証券の信託運用	306,131	
支払証券の信託運用	23,232	
支払証券の信託運用	8,036	
支払証券の信託運用	56,325	
支払証券の信託運用	6,850	474,568
<b>特別利益</b>		<b>2,712,502</b>
特別利益		2,712,502
投資有価証券売却益	119,712	
投資有価証券売却益	31,946	
投資有価証券売却益	9,197	160,856
特別損失		160,856
固定資産除却損	2,903	
固定資産除却損	5,444	
固定資産除却損	194,447	
固定資産除却損	230,952	
固定資産除却損	1,802	435,550
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,437,808</b>
法人税、住民税及び事業税	660,824	
法人税、住民税及び事業税	△38,055	622,769
<b>当期純利益</b>		<b>1,815,039</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年 4月 1日)  
(至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
			資本剰余金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
		自 己 株 式 処 分 差 益				
当 期 首 残 高	2,514,875	2,998,808	1,312,131	78,289	2,410,000	5,932,903
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△744,287
当 期 純 利 益						1,815,039
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			181,108			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	181,108	—	—	1,070,751
当 期 末 残 高	2,514,875	2,998,808	1,493,239	78,289	2,410,000	7,003,655

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,871,643	13,375,364	411,723	411,723	—	13,787,087
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△744,287				△744,287
当 期 純 利 益		1,815,039				1,815,039
自 己 株 式 の 取 得	△1,830,985	△1,830,985				△1,830,985
自 己 株 式 の 処 分	345,569	526,677				526,677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)			△356,340	△356,340	8,144	△348,195
事業年度中の変動額合計	△1,485,416	△233,556	△356,340	△356,340	8,144	△581,752
当 期 末 残 高	△3,357,059	13,141,807	55,383	55,383	8,144	13,205,335

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社クレスコ  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	宝 金 正 典	㊟
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 木 康 行	㊟
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	猿 渡 裕 子	㊟
業 務 執 行 社 員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クレスコの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クレスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年2月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で株式会社エニシアスの全発行済株式を取得し、子会社としている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社フレスコ  
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	宝 金 正 典	㊟
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	高 木 康 行	㊟
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	猿 渡 裕 子	㊟
業 務 執 行 社 員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フレスコの2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年2月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で株式会社エニシアスの全発行済株式を取得し、子会社としている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社クレスコ 監査等委員会

監査等委員 丹羽 蔵 王 ㊟

監査等委員 臼井 義 眞 ㊟

監査等委員 佐藤 治 夫 ㊟

(注) 監査等委員臼井義眞及び佐藤治夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

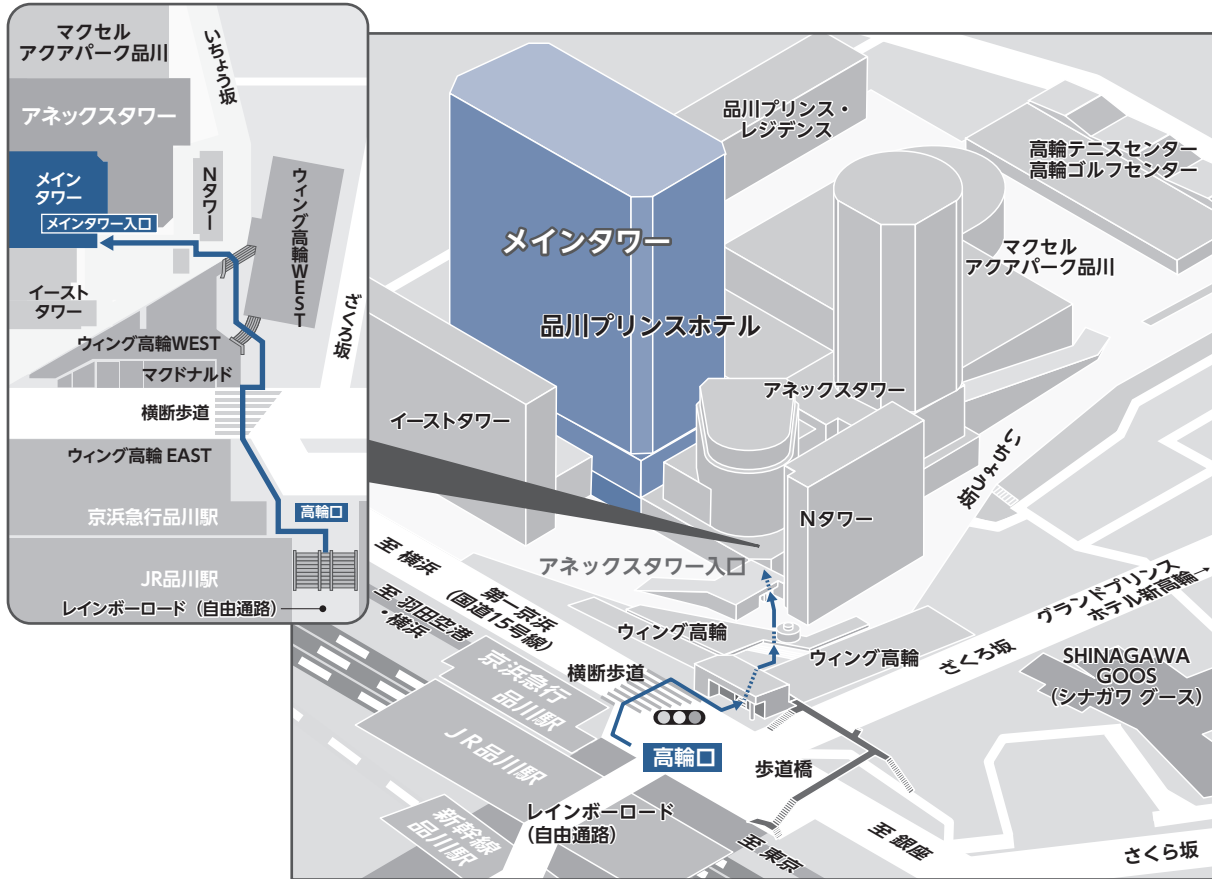
以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー34階 ルビー34  
電話 (03) 3440-1111



交通のご案内 JR線・京浜急行線「品川駅」(高輪口)より徒歩約2分

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。